

排水基準見直しの考え方及び排水基準（検討素案）

1. カドミウム及びその化合物に係る排水基準見直しに当たっての基本的考え方

カドミウムの水質環境基準の強化を受けて、上乗せ条例及び生活環境保全条例におけるカドミウム及びその化合物に係る排水基準の見直しについて、検討を行うことが必要である。

今回の排水基準の見直しに当たっては、次表のとおり、これまでの健康項目に係る排水基準等設定に当たっての基本的考え方を踏まえて検討する。

<健康項目に係る排水基準設定の基本的考え方>

- 上水道水源地域においては水源の安全性を確保するため、原則として法に定める一律排水基準の十分の一の値（環境基準値）を上乗せ排水基準として、法に定める特定事業場に適用する。
- 上水道水源地域以外の陸域及び海域に放流する特定事業場には、農作物被害防止など人の健康保護以外の特段の理由がある場合を除き、法の一律排水基準を適用する。
- 生活環境保全条例で定める届出事業場に対しては、特定事業場と同じ排水基準及び地下浸透規制を適用する。

（平成 23 年 6 月大阪府環境審議会答申から）

2. カドミウム及びその化合物に係る排水基準について

基本的考え方から、カドミウム及びその化合物に係る排水基準は表 1 のとおりとすることが適当。

表 1. カドミウム及びその化合物に係る排水基準

	上乗せ条例	生活環境保全条例
	特定事業場	届出事業場
上水道水源地域	0.003mg/L	0.003mg/L
上水道水源以外の地域	（法の基準を適用）	0.03mg/L

3. 暫定排水基準の必要性について

上水道水源地域の特定事業場及び届出事業場については、排水濃度が排水基準の見直し案（**0.003mg/L**）を満足しているため、既設事業場に暫定排水基準を設定する必要はない。また、新設事業場についても、適切な排水処理設備を設置すれば技術的に対応可能と考えられ、水道水源保護の観点から暫定排水基準を設ける必要はない。

上水道水源以外の地域における届出事業場については、排水濃度が排水基準の見直し案（**0.03mg/L**）を超過した事例があるが、排水処理施設の不具合による一時的なものと考え

られ、排水処理施設の維持管理の徹底により対応できると見込まれるため、既設事業場に暫定排水基準を設定する必要はない。また、新設事業場についても暫定排水基準を設定する必要性は認められない。

4. 排水基準の適用開始日について

上水道水源地域の特定事業場及び届出事業場に係る改正後の排水基準については、水道水源保護の観点から、必要な手続きを踏まえて可能な限り早期に適用すべきである。

上水道水源以外の地域の届出事業場に係る改正後の排水基準については、法の改正後の排水基準の適用に合わせて適用すべきである。

(※本資料については、これまでの健康項目に係る排水基準等設定に当たっての基本的考え方に沿って、事務局で作成したものです。)